

## 議 会 運 営 委 員 会

令和 8 年 1 月 20 日 (火)

午後 1 時～

開議 時 分

閉議 時 分

第 4 委員会室

### 出席者

〔委 員〕岡本委員長、小川副委員長、

今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、西田清久委員

〔議長団〕濵谷議長、笛田副議長

〔委員外議員〕遠藤議員、森谷議員

〔事務局〕下間局長、濱見次長、久保田書記

---

### 議 題

1 令和 7 年 12 月定例会議での問題点や課題等について

資料 1-1、1-2

2 浜田市議会基本条例の見直しについて

資料 2

3 その他

## 1. 一般質問について

1	質問項目が多すぎて議論が表面的になり、趣旨が不明確な質問や事前通告外の質問がある。質問と答弁がかみ合わないケースも見られる。
2	質問項目が多すぎ、規定時間を大幅に超過している。これにより執行部や事務局の負担が増大し、議論の脱線も起きている。
3	説明用補助資料の運用ルールが曖昧。一問一答方式が徹底されていない。質問構成の初步的なミスや個人名の特定など配慮不足がある。
4	発言が本旨から逸脱した際の、議長による迅速な軌道修正が必要。
5	質問時間30分は確保すべき。再質問の機会を奪うような時間制限はするべきではない。
6	質問通告は、大項目・中項目・小項目を明確にすべき。
7	現状確認に終始する質問は避け、「課題→現状→問題点→提案→行政判断」を求めるルールが必要。
8	質問項目が多すぎると、課題の掘り下げができない。
9	答弁内容にない事柄の再質問は行うべきではない。
10	一問一答になつていい場合がある。
11	説明用補助資料の枚数や活用方法の見直しが必要。
12	質問・答弁を合わせた最長時間の検討が必要。
13	議長が手をあげていない答弁者を指名する点や、個人名の発言のあり方について疑問がある。
14	質問者が途中で質問席を離れる場合があった
15	1時間を目安に質問項目を制限するべき。
16	同じ議員が毎回同じ内容を質問するのではなく、他の議員も質問すべき。
17	コロナ禍の時と同様に、議員の質問時間は20分で良い。
18	執行部の働き方対策として、議員20分・全体で1時間以内と決めるべき。
19	事務的ともとれる質問の一問一答方式は、いかがなものか。
20	執行部の負担を考えると、質問時間（30分）やトータルでの時間の見直しが必要。
21	「答弁時間を含まない持ち時間30分」と「答弁含め原則60分」の整合性を整理し基準を設けるべき。
22	不適切な発言等をチェックし、是正するルール化が必要。
23	職員等を個人名・名指しで追及することを禁止するルールを検討すべき。
24	単なる現状確認の質問は控え、市政の推進や改善につながる質問をすべき。
25	これまでの質問項目数（大中小項目の数）を調査し、その上限数を限度とすることを申し合わせ事項に追加すべき。
26	移動のロスや資料携行の非効率をなくすため議員が自席に着席したまま質問を行う方式を検討すべき。
27	項目数に制限は加えないが、一問一答で内容を深掘りすることが重要。
28	質問時間は1時間前後を目指し、執行部も簡潔明瞭な答弁を心がけるべき。
29	議会活性化のため、反問権・反論権を積極的に行使してはどうか。
30	申し合わせで決まっている質問終了時の「ありがとうございます」を言わないことを履行すべき。
31	一問一答が基本で、2問、3問を同時に行わないこと。
32	可能な限り、再質問以降は、出来合い討論にはならないこと。

## 2. 議案質疑について

1	本来議案の内容を確認する場であるにも関わらず、議員自身の意見や意思表明の場となっている。
2	「質疑（事実確認）」と「質問（政策提案等）」と「討論（賛否の意見表明）」の区別が不明確になっており、議事進行が非効率。
3	予算など詳細な質疑は予算決算委員会で行うべきだが、本会議で行われ、申し合わせ事項が遵守できていない。
4	質疑が意見に変わったり、質疑とは何かのルール及び共通認識が不足
5	本旨から逸脱した際に、議長の制止や軌道修正等、議事進行が不十分。
6	質疑回数は制限すべきではないが、論点が不明なものは議長が遮るべき。
7	執行部への批判や要望となるものは、議長が確実に制すべき。
8	委員会での質疑機会があることを理由に本会議での質疑を制限すると、委員会外の議員が論点を知る機会を失う可能性がある。
9	執行部は議案が簡略・抽象的で、質疑しないと内容が解らない事の無いように丁寧な表記をすべき
10	所属委員会の委員は、詳細な質疑は委員会で行うという申し合わせが守られていない場面が見られる。
11	議題を越えた内容や個人名の発言、自己の意見の発言が見られた。問題発言は議長に止めてほしい。
12	問題発言等あれば議長に止めてほしい。
13	一問一答にならないことがあった
14	質疑の回数を制限すべき。
15	質疑は従来の3回に戻すべき。納得いかなければ時間制限なしで永遠に質問できる現状は、執行部への配慮が必要。
16	ルールを明確にし、スムーズな進行を希望する。
17	回数制限は設けなくて良いが、議案質疑になじまないものは議長判断で制止をお願いしたい。
18	申し合わせ事項の厳格な運用と、「質疑は議案に関するもののみとし、一般論的なこと、議員個人の所見などの質疑は控える」という項目を追加すべき。
19	あくまで議題の範囲内での質疑に徹すべき。
20	所管委員会に関わる質疑は基本の方針のみとし、それ以上は委員会で議論すべき。
21	質疑回数制限の撤廃は、再度熟考してもよいのではないか。

### 3. 委員会審査について

1	委員会での請願審査の長期化が全体の進行を圧迫し、執行部の拘束時間増大で市政業務が停滞するリスクがある。
2	執行部は担当外の案件中も待機が必要な状況であり、特に遠方の支所長等の移動・拘束が課題。
3	休憩中に請願者の発言を認めたことで、執行部が離席・休憩できず、コンディション管理に支障をきたした。
4	請願が多すぎ議員が疲弊し、審査方法の混乱や思考停止を招いている。
5	一つの請願審査の時間が非常に長く、全体の進行を圧迫している。
6	他議員の採決中に意見を述べるなど、ルールに反する場面が見られた。
7	予算決算委員会では、答弁者（課長等）に対し、部下（係長等）がサポートしにくい座席配置になっている。従来の出入口付近の座席配置の方が適している。
8	チェック機関として、説明聴取の場とならないようにすること。
9	傍聴者の不規則発言が止まず、やむを得ず会議を中断する場面があった。
10	文教厚生委員会が夜8時まで行われたが、執行部をその時間まで拘束する必要があるのか。市民サービスに影響が出たり、退職者が出たりしないか不安を感じる。
11	審査は、委員が執行部と行うものであることを厳守していただきたい。
12	請願趣旨の補足説明を受け付けるか否か、常任委員会ごとに対応が分かれたため、統一した方が良い。ただし委員会が必要と判断した場合は参考人招致することで良いと考える。
13	所管事務調査は単なる状況確認にとどまらず、市政の推進や事業の改善につながるものとすべき。
14	「会派に持ち帰る」ことで意思決定が長期間停滞する例があるため、LINE WORKSのグループトークを活用したオンライン協議等により議論の継続性確保や意思形成の迅速化を図るべき。（正式な決定は従来どおり委員会・本会議で行う）。

#### 4. 請願・陳情について

1	議員が「請願者」と「紹介議員」を兼ねるケースがあり、自ら提出した請願に賛成するという公平性・客觀性を欠く状況が生じている。
2	不採択時などの振る舞いを含め、紹介議員としての立場と当事者としての立場が混同されることで、議会の品位や信頼を損なう恐れがある。
3	議員が多数の請願を出す状況に対し、本来の住民による請願制度の趣旨に照らした整理が必要。
4	請願書の記載内容と実際の趣旨説明が一致しない、内容が不十分といった問題があり、文面だけで趣旨が明確に伝わる仕組み（記載ルールの策定）が必要
5	すでに執行部が実施している内容の請願があり、「実施済みだから採択」か「実施済みだから不採択（必要なし）」か、判断基準が議員間で統一されていない。
6	大量の案件を迅速に処理しようとするあまり、議員が十分に吟味する時間が不足している。
7	事務的、身体的負担の増大: 膨大な案件処理により、議員・執行部・事務局の疲弊を招き、生産的な議論が阻害されている（健康面への影響も出ている）。
8	議長は受付後の形式的な付託だけでなく、内容の事前精査や適切な振り分けを行うべきである。
9	請願権は国民の権利であり保障されている。
10	同一趣旨の請願は一括審査する必要がある。
11	請願者の説明時間に制限を設けるべき。
12	陳情はこれまでのルールの徹底を図る。
13	市民は紹介議員が必要なのに、議員には必要ないことの不公平感を感じた。
14	請願数が多く審査・採決に時間がかかり、会議が夜8時を超える状況をどう考えるか。
15	請願申請者と紹介議員が同一の場合の扱いをどうするか。（議員は議会活動の中で取り組める）
16	現在すでに実施できているものを可とするか不可とするか。
17	趣旨採択を導入すべき。
18	市民一人あたり、請願・陳情は併せて5件以内としてはどうか。
19	請願は趣旨がわかるように説明内容を詳細に記載すべき。案件ごとにその都度説明をしないとわからないような請願であれば、議会での審議案件とすべきではない。
20	既に実施されている内容であれば、ルール上は「採択」だが、今以上に求められる内容でなければ「不採択」を選択できるように整理してもらいたい。
21	議場は、神聖なる場であることを今一度、執行部、議員は、しっかりと意識すべきと思います。（行動、言動）
22	浜田市議会請願・陳情等取扱要綱の「議員は、請願の提出を自粛するものとする」について、統一見解・共有化が必要。
23	請願の趣旨が複数にわたる場合、審査に支障があるため、請願者に趣旨を整理・明確化してもらうべき。
24	趣旨が抽象的なものは、具体的なものにするよう請願者に対応してもらう。
25	文章だけでは伝わりにくい提出者の真意や背景を把握するため、希望者には電話や音声・動画による任意のメッセージ提出を認めるべき。
26	願意が伝わるよう請願書は記載すべきだが、紹介議員から申し出があった場合、時間制限等の条件付きで認めてよいのではないか。

## 5. その他

1	全員協議会においては議長がリーダーシップを発揮し、円滑かつ秩序ある議事進行を行うこと担当課長・係長同席による正確かつ迅速な説明体制が必要。
2	全員協議会においては、担当課長・係長同席による正確かつ迅速な説明体制が必要。
3	ハラスメントと見なされる事象が放置されている懸念があり、市議会として毅然とした態度（ルールの策定と運用）が必要。
4	議員は市民の代表であることを自覚し、職員や市民に対する発言・態度が信頼関係を損なっていいか、常に節度ある行動が求められている。
5	専門用語、議会の進め方、意義、段取りなどを体系的に学ぶ機会が不足しており、新人議員が「見通しが立たないまま随行している」状況にある。
6	議会全体としての公式なフォローアップ体制がなく、個人の努力や会派の先輩の指導に委ねられている。
7	議場の議席において、テーブル下の棚が低く、膝を強打し負傷（アザ）する事例が発生している
8	議場の椅子が固定（昇降不可、前後移動制限）で、クッション性も低いため、長時間の着席で腰痛や姿勢悪化を招いている
9	会議中における議員及び執行部職員の居眠り
10	本会議の開会前にスマートフォンから音声を流すなど、品位に欠ける行動が見られる。
11	委員長報告に対する質疑の在り方など、議事手続き上の整理が必要な箇所がある。
12	議会広報等で職員を掲載する際、安全確保の観点から氏名は出さず「役職のみ」とすることを検討すべき。
13	議長には議事進行権があり、注意→制止→整理→休憩→懲罰の検討など、段階的な対応を会議規則や公平性の観点から生かされたい。
14	本会議場での服装は考えるべき。
15	決算（9月）・当初予算（3月）の予算決算委員会での通告数や時間制限を視野に入れる必要がある。
16	議場は神聖なる場であることを、執行部・議員は今一度しっかりと意識すべき。
17	質疑時間の制限の廃止等により会議時間・日程に無理が生じている。会議時間の延長による休憩時間の扱い、予備日の増設など、弾力的な運用について執行部との協議が必要。
18	議員のSNS発信で問題と思われる投稿があった場合に、議会としてチェックできる機能があった方が良い。
19	LINE WORKS「全議員(23)」は、情報見落とし防止のため、事務局からの連絡用に限定した方が良い。
20	議会内で「名前を出すのはかわいそう」など、感覚的・情緒的な意見が判断基準のように扱われる場面がある。発言や表現に関して疑義が出た場合、それが法的根拠・議会運営上のルール・個人の価値判断のいずれかを、委員長や議会事務局が確認・整理する仕組みを設けることで、議会としての判断責任と議論の質を高めるべき。

## ◆12月定例会議での問題点や課題等（共通事項整理）

資料1-2

項目	問題点・課題等	具体的な検討事項等（検討の必要性の有無を含む）	現在のルール・規定等
一般質問	1 質問項目が多く、論点が分散し議論が浅くなっている	質問項目数（大・中・小項目）の上限設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>申し合わせ事項 (p.9): 質問通告書は要旨（小項目）を具体的に記載</li> <li>個人一般質問の対面型・一問一答方式の導入について (p.2): 同上の規定</li> </ul>
	2 質問時間・全体時間が長時間化している	議員の持ち時間及び全体時間の基準を見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>申し合わせ事項 (p.9, 10): 質問時間は答弁を含まず一人30分。答弁を含めると原則60分</li> <li>個人一般質問の対面型・一問一答方式の導入について (p.2): 一人当たりの持ち時間は30分</li> </ul>
	3 一問一答方式が徹底されていない	一問一答方式を原則とする運用の再確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本条例 第7条(1) (p.2): 一般質問は一問一答の方式で行う。</li> <li>申し合わせ事項 (p.8): 個人一般質問は、対面式・一問一答方式とする。</li> <li>個人一般質問の対面型・一問一答方式の導入について (p.1): 制度の基本構成として明記。</li> </ul>
	4 再質問において、執行部の答弁にもとづかない通告外事項が行われている	再質問は、通告した質問に対する執行部の答弁内容に基づくものに限定することの再確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人一般質問の対面型・一問一答方式の導入について (p.1)</li> <li>再質問は答弁に対する質問であり、新たな項目を質問することはできないと明記</li> </ul>
	5 現状確認に終始し、課題解決につながらない質問が多い 市政の推進や改善につながる質問をすべき	課題→現状→問題点→提案→行政判断という質問構成の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>申し合わせ事項 (p.9): 大所高所からの政策を建設的立場の論議となるよう、単なる事務的な見解を質す質問等は差し控えることを前提とする</li> <li>個人一般質問の対面型・一問一答方式の導入について (p.2): 同上の規定</li> </ul>
	6 質問通告が不十分で、執行部の事前準備に支障がある	通告様式の統一、大中小項目の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>申し合わせ事項 (p.9): 質問の通告書は、標題（大・中項目）だけでなく要旨（小項目）を具体的に記載し、同時に提出する。</li> <li>個人一般質問の対面型・一問一答方式の導入について (p.2): 同上の規定。</li> </ul>
	7 個人名を特定して追及する発言が見られる	個人名発言・名指し追求を行わない旨の明確化と発言・表現に関する判断根拠の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>申し合わせ事項 (p.8): 質問や質疑において、個人の氏名や法人等の名称を明らかにすることにより不利益を受けるおそれのある発言は自粛する</li> </ul>
	8 説明用補助資料の使用ルールが徹底されていない	取扱要領の遵守や改正の検討（資料の種類・枚数・提示方法の基準を定める）	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般質問説明用補助資料取扱要領：資料の使用範囲、基準、手続き等について詳細に規定。</li> </ul>
	9 移動ロスや資料携行の非効率をなくすため、自席での質問を行う方式を検討すべき	質問席ではなく、自席発言の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人一般質問の対面型・一問一答方式の導入について (p.2): 5.質問及び答弁の場所と流れに明記</li> </ul>
	10 議長による議事整理・制止が不十分（本旨逸脱時の整理、答弁者指名方法）	議事進行権行使の基準の整理（不適切発言是正のルール化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議規則 第54条 (p.7): 発言が議題外にわたる、又は範囲を超える場合に議長は注意し、発言を禁止できる</li> <li>同 第100条 (p.12): すべて規律に関する問題は、議長が定める</li> </ul>
議案質疑	1 質疑と意見表明・討論の区別が曖昧である	議案質疑は不明確な点を確認するに限り、自己の意見を述べることができない旨の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議規則 第54条3項 (p.7): 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない</li> <li>申し合わせ事項 (p.8): 質疑は一般質問とは異なり、自己の意見を述べてはならない</li> </ul>
	2 本会議で詳細な質疑が行われている	申し合わせ事項の徹底（詳細な審査は委員会で行う役割分担を徹底）	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会申し合わせ事項 (p.8): 委員会付託を予定されている議案について、所管委員会の委員は詳細な質疑は委員会で行う</li> </ul>
	3 一問一答方式が守られていない	一問一答方式の再確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>申し合わせ事項 (p.8): 質疑は一問一答とする（R6.4.19追加）</li> </ul>
	4 質疑回数制限の扱いが整理されていない	回数制限の有無及び基準の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議規則 第55条 (p.7): 議長は、必要があるときは、質問及び討論の時間を制限し、又は質疑の回数を制限することができる</li> <li>申し合わせ事項 (p.8): 1 議案に対する質疑は会議規則で事前通告制となっているが、当面挙手により議長が許可することとする。事前通告制を行う場合は、事前に議会運営委員会で協議する 2 質疑の回数は制限しないが、議案の範囲を超えてはならない（R6.4.19追加）</li> </ul>
	5 議題を逸脱した発言が見られる	議長による即時制止を徹底する	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議規則 第54条1項 (p.7): 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない</li> </ul>

項目	問題点・課題等	具体的な検討事項等（検討の必要性の有無を含む）	現在のルール・規定等
委員会審査	1 審査時間が長時間化し、執行部拘束が過大である	委員会運営時間の目安設定の検討（非効率な執行部待機）	・申し合わせ事項 (p.20): 執行部の議会出席対応について明記
	2 請願審査が長時間化している	一件当たりの審査時間目安の設定	(運営上の課題であり、直接的な時間制限規定はなし)
	3 委員会が説明聴取に終始している	チェック機関としての役割の再確認	・基本条例 第13条 (p.3): 委員会は、市民に対して積極的に情報を公開し、分かりやすい議論を行うよう努める ・委員会条例 第43条 (p.6): 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる
	4 議案提出時期が遅く十分な審査ができない	議案提出時期の前倒しの検討	・申し合わせ事項 (p.4, 7): 議員提出議案は開会7日前まで、市長提出議案は開会1週間前の議運前に配布
	5 委員長による議事整理	不規則発言への対応	・委員会条例 第16条 (p.4): 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する
	6 会派持ち帰りにより意思決定が停滞する	LINE WORKSを活用した協議等による議論継続・意思決定の迅速化・事務負担軽減	(運営上の課題であり、直接的な規定はなし)
請願・陳情	1 請願件数が多く審査・採決が長時間化している	同一趣旨請願の一括審査の徹底、請願等の提出件数の上限設定	(運営上の課題であり、直接的な件数制限の規定はなし)
	2 議員が請願者又は紹介議員を兼ねている	議員請願の取扱い	・請願・陳情等取扱要綱 第2条3項 (p.1): 議員は、請願の提出を自粛するものとする
	3 請願内容が抽象的で判断が難しい	記載要件・様式の整理	・同要綱 別表第2 (p.7): 願意が不明確で理解し難いものは不採択を相当とする基準の一つ
	4 実施済み事項（さらに実施を要望する事項）に関する請願の扱いが不統一	採択・不採択・趣旨採択の基準の整理	・同要綱 別表第2 (p.7): すでに願意が達成されたもの又は現在対応過程にあるものは採択を相当とする基準の一つ
	5 請願者等の趣旨説明機会の確保の可否（電話や音声動画による任意のメッセージ提出等）	請願者等の趣旨説明機会の確保	・委員会条例 第63条 (p.9): 委員会は、審査のため必要があるときは、紹介議員の出席及び説明を求めることがある。 ・参考人制度（同第62条の8）の活用も可能
その他	1 議長の議事進行・整理が十分でない	段階的な議事進行対応を明文化	・会議規則 第100条 (p.12): すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する
	2 ハラスメントと受け取られる言動への懸念がある	発言・行動ルールの整理と周知	・申し合わせ事項 (p.12): 人権やコンプライアンスに関する研修を議会運営委員会主催で毎年実施する
	3 議会の規律・品位に関する課題がある	服装・規律・マナーの再確認	・浜田市議会会議規則 第4章 規律 (p.12): 会議の妨げになる物の携帯禁止、議事妨害の禁止等を規定 ・浜田市議会申し合わせ事項 (p.18): 議員が議会の会議に出席する際の服装は、各議員の判断とする
	4 新人議員への研修・フォローバック体制が不足している	議会としての研修体制整備の検討	・基本条例 第19条 (p.5): 議会は、議員の政策立案等の能力の向上を図るために、議員の研修体制の充実強化に努めるものとする。
	5 会議時間の長時間化による負担が大きい	日程・休憩運用の見直しの検討	・浜田市議会申し合わせ事項 (p.3): 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、議長は予め議会運営委員会に諮り変更できる
	6 決算（9月）・当初予算（3月）の予算決算委員会での通告数や時間制限を視野に入れる必要がある	決算（9月）・当初予算（3月）の予算決算委員会での通告数・時間制限の検討	・申し合わせ事項 (p.12): 当初予算審査では、通告のあった事業番号ごとに審査を行い、質疑は一問一答とする
	7 議員のSNS発信等への議会としての対応が未整理	対応の仕組みの検討	・申し合わせ事項 (p.17): フェイスブック等の運用について、プライバシー権等に留意し、正確な記述に努めることなどを基本原則として規定。
	8 LINE WORKSのトーク「全議員(23)」は、情報漏洩とし防止のため事務局からの連絡に限定	対応の仕組みの検討	(議会内の運用ルールに関する事項であり、条例・規則等での直接的な規定はなし)

## 議会基本条例の見直しについて

資料2

条項	見出し	条文	改正時期	目的が達成されているかどうか	今後改正の必要性の有無	改正内容・意見等
前文		<p>地域の自主性と自立性が必要とされる現在にあって、二元代表制の一翼を担う議会には、従来の議事機関としての役割と責務のみならず、多様化する市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるため、自由討議や意見交換等を重視した政策形成機能の更なる充実が求められている。</p> <p>私たち浜田市議会議員は、石見人としての詩りと高い識見を備え、全国の地方議会の模範となる議会改革を掲げて絶えず精進し、全ての市民が安全で安心して、幸せに暮らすことができるよう最大限の努力をしなければならない。</p> <p>ここに、浜田市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨にのっとり、市民に開かれた信頼される地方政府を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定する。</p>	R4. 9. 30	【参政】達成されていない		
第2章 議会の活動原則	議会の活動原則	第3条 議会は、市民の負託を受けた議決機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動しなければならない。				
		2. 議会は、議会としての共通認識の醸成及び合意形成を図り、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）に対する監視機能を果たすとともに、政策の実現に向けて、市民の福祉の増進を目指して、適切な判断及び責任ある活動をしなければならない。	R4. 9. 30			
		3. 議会は、議員、市長等及び市民の交流並びに自由な討論の場であるとの認識を持って活動しなければならない。	R4. 9. 30			
		4. 議会は、市民の参加意識が高まるよう分かりやすい視点、方法等で活動しなければならない。		【参政】まあまあ達成	【参政】有	【参政】参加意識そのものがあるようには思えない。
		5. 議会は、障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し、本人の意思を尊重し、円滑な議会活動のための配慮をしなければならない。	H30. 9. 28	【参政】まあまあ達成		
		6. 議会は、議員が議会活動と育児、介護等との両立ができるよう配慮をしなければならない。	R3. 3. 19	【参政】まあまあ達成		
		7. 議会は、ジェンダー平等の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うことができるよう配慮をしなければならない。	R4. 9. 30	【参政】まあまあ達成 【参政】達成されている		
第4条	議会改革の推進	第4条 議会は、社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革の推進に努めるものとする。		【参政】達成されていない	【参政】有	【参政】物価の上昇率に合わせて議員報酬も変動すべきだと考えます。
第5条	危機管理	第5条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。	R4. 9. 30			
		2. 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。				
		(1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する。				
		(2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。		【公明】まあまあ達成	【公明】有	【公明】(2) 議会は、可能な限り状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。
第6条	会派	第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。				
		2. 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。		【参政】まあまあ達成		
		3. 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等（以下「政策立案等」という。）に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。				
		4. 議会運営に当たっては、議会は、会派に属さない議員の意見が反映されるよう配慮するものとする。				

条項	見出し	条文	改正時期	目的が達成されているかどうか	今後改正の必要性の有無	改正内容・意見等
第8条	議会審議における論点整理	第8条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対して次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。		【浜風・創政】 まあまあ達成		
		(1) 政策の発生源		【浜風・創政】 まあまあ達成		
		(2) 提案に至るまでの経緯		【創政】 まあまあ達成		
		(3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討		【創政】 まあまあ達成		
		(4) 市民参加の実施の有無とその内容		【浜風】 達成されていない 【創政】 まあまあ達成		
		(5) 総合振興計画との整合性		【浜風】 まあまあ達成		
		(6) 財源措置		【浜風】 まあまあ達成		
		(7) 将来にわたるコスト計算		【浜風・創政】 まあまあ達成		
第10条	採択した請願及び陳情への対応	第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。	H27. 3. 20	【浜風・参政】 まあまあ達成 【公明】 達成されていない	【公明】 有	【浜風】 フォローアップの制度化を、議連または特別委員会において協議する。 (例) ・請願、陳情進捗管理表の作成 ・議会HPに「対応中、一部実施、完了、対応不可」を表示等 【公明】 第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるとき（各委員会で判断）は、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに検証を行い、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。
第11条	自由討議による合意形成等	第11条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。  2. 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情（以下「議案等」という。）を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。		【浜風・市民】 達成されていない 【公明】 まあまあ達成		【浜風】 自由討議が行える「時間」や「役割」を議連または特別委員会において協議する。 (例) ・各委員会 →採決前に必ず10分の自由討議枠 ・本会議 →一般質問後に会派横断討議5分 【公明】 議員間討議の場面は少なく、実施方法の検討が必要と考える。
第12条	政策討論会	第12条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。		【浜風・市民・公明】 達成されていない		【浜風】 政策討論会を年に1回開催するよう議連または特別委員会において協議する。→行事化する。 (例) ・毎年10月に開催 →6月：テーマ公募（各常任委員会から1件） 7月：議連で1テーマに集約 9月：論点整理（正副委員長+事務局）
第13条	委員会の活動	第13条 委員会は、当該委員会が所管する事務（以下「所管事務」という。）の調査を充実させること等により、委員会活動の活性化を図り、政策立案等を積極的に行うよう努めるものとする。  2. 委員会は、議案等の審査に当たっては、市民に対して積極的に情報を開示し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。	R4. 9. 30			
		3. 常任委員会を代表する議員は、本会議において、所管事務について、議長の許可を得て質問することができる。	R4. 9. 30	【浜風】 まあまあ達成		
		4. 委員会は、行政観察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、政策立案等につなげるよう努めるものとする。	R4. 9. 30			
第14条	議会広報の充実	第14条 議会は、議会及び市政について市民に関心を持たれるよう広報紙のほか、ケーブルテレビ、インターネット等情報技術の進展を踏まえた多様な広報手段を活用し、広報機能の充実に努めるものとする。	R4. 9. 30	【創政】 まあまあ達成		
		2. 議会は、市民の多様な意見を把握するとともに、市政に反映せるよう、時代及び環境の変化に対応し、広聴機能の充実に努めるものとする。	R4. 9. 30	【浜風】 まあまあ達成		
第14条の2	専門的知見の活用	第14条の2 議会は、島根県立大学等との連携をはじめ、広く専門的知見の有効活用に努めるものとする。	R4. 9. 30	【浜風・市民】 達成されていない 【参政】 まあまあ達成		【浜風】 随時対応できるよう専門家依頼の謝金（予算化）や招へい手続きを議連または特別委員会において定める。 (例) ・謝金の予算化 ・依頼ルートの一本化 ・専門家の登録制度（法律、福祉、省エネ、都市計画、防災等）
第15条	議会図書室	第15条 議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。	R4. 9. 30	【浜風】 まあまあ達成		【浜風】 静的資料の保管から「政策エンジン」となるよう図書室の利用（タブレット及び自治法）を議連または特別委員会において協議する。 (イメージ) ・図書室を「調べる場所」から「政策をつくる装置（道具）」へ (機能) ・論点整理、他自治体比較、課題構造までまとめて提供 ・一般質問、委員会質疑、政策提案に“そのまま使える資料”をタブレット配信 ・視察、研修レポートの共有

条項	見出し	条文	改正時期	目的が達成されているかどうか	今後改正の必要性の有無	改正内容・意見等
第3章	議員の活動原則					
第17条	議員の活動原則	第17条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表などまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。				
		2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。				
		3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。		【創政・公明・参政】 まあまあ達成		【公明】 議員間討議が思うように進んでいない。
		4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。		【汎風】 達成されていない 【公明】 まあまあ達成		
第18条	政務活動	第18条 議員は、積極的に政策立案等のための調査研究その他の活動に努めるものとする。この場合において、政務活動費の交付を受けたときは、これを有効に活用するものとする。	H24. 12. 21	【市民】 達成されていない		【市民】 市内行動交通費の計上が個々の議員で出来ていない。
		2 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費を使用した活動の状況を公表するとともに、市民に対し、公正性及び透明性の確保の観点からその用途について説明責任を果たすものとする。	H24. 12. 21			
		3 政務活動費の交付を受けた議員は、その執行状況に疑義が生じることがないよう全ての領収書等証拠書類を明らかにするものとする。	H24. 12. 21			
		4 議長は、政務活動費が適正に使用されているかどうかについて、議会関係者以外の者の審査を受けるものとする。	H27. 3. 20			
第19条	議員研修	第19条 議会は、議員の政策立案等の能力の向上を図るため、議員の研修体制の充実強化に努めるものとする。		【創政】 まあまあ達成		
		2 議会は、各分野における学識経験を有する者及び市民との議員研修会を積極的に開催するものとする。				
第4章	市民参加					
第21条	市民と議会との関係	第21条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。				
		2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。	H30. 9. 28	【公明】 まあまあ達成		【公明】 障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境は整っていない。
		3 議会は、議案等に対する各議員の賛否等を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。	H24. 12. 21 R4. 9. 30			
		4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。	H24. 12. 21	【汎風・公明】 まあまあ達成		【公明】 十分な活用とは言えない。
第22条	重要案件の意見交換会	第22条 議会は、市政に関する重要な案件について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議の上、重要案件の意見交換会を開催するものとする。		【汎風】 達成されていない		【汎風】 重要な案件の意見交換会が、機械的に開催されるよう議連において協議する。 (例) ・事前に対象事業の抽出 →補正予算〇億以上、新規大型事業、市民説明会を伴う施策、総合振興計画他重要案件 ・その他、開催時期、形式、公開方法等を協議
		2 議会は、市政に関する重要な案件について、市民から重要案件の意見交換会の開催を求められたときは、議会運営委員会で協議の上、これを開催することができる。		【汎風】 達成されていない 【公明】 まあまあ達成		【公明】 重要な案件の捉え方に課題があると感じる。活用していただくための工夫が必要。
第23条	議会報告会	第23条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会等を開催するものとする。	R4. 9. 30	【公明】 まあまあ達成	【公明】 議会広報の充実	第23条 議会は、 <b>市民1日議会などの広聴活動を運営し、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるものとする。</b>